

平成 29 年度 社会福祉法人ささの会本部 事業計画

社会福祉法人ささの会は、社会福祉法の定める経営の原則に基づき、常に利用者主体のサービスの創出と提供に努め、その人の望む自立した暮らしを目指して支援することを基本理念とし、その目的を達成するため、次に掲げる事業の経営を行う。

第一種社会福祉事業

(イ) 障害者支援施設

第二種社会福祉事業

(イ) 障害福祉サービス事業

(ロ) 一般相談支援事業

(ハ) 特定相談支援事業

(ニ) 児童相談支援事業

(ホ) 移動支援事業

公益事業

(イ) 日中一時支援事業

(ロ) さいたま市生活サポート事業

(ハ) さいたま市福祉有償運送

平成 29 年 4 月 1 日より社会福祉法は全面的な改正となり、社会福祉法人制度改革が本格的に始まる。本年度からささの会は、制度改革に合わせて、外部の社会福祉法人 7 法人 8 名のほか、有識者など、新たに評議員、監事等に加わっていただき、役職員の人事を刷新し、新しい法人運営体制でスタートする。

法人の垣根を越えて、識見の高い評議員に携わっていただくことで、法人運営の透明性を高め、適切な意思決定を図るとともに、公益性の高い事業の運営に努めていきたい。

また、国は「地域共生社会の実現」をめざし、住民や多様な主体が「我が事」として参画し、人や資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながっていく「我が事・丸ごとの地域づくり」を推進すると言明している。障害や高齢、児童といった対象者にかかわらず、さらに医療・保健・教育などの分野を超えて、住民のニーズに寄り添ったサービスの提供と、包括的・総合的な支援体制づくりが求められている。

さいたま市では、少子高齢化が進むと同時に、サービスが常に不足している都市型の地域であり、いかに事業所間のネットワークで支えるかが重要と考える。

本年度は、国庫補助による重度・高齢の方を対象とする新グループホームの設置をめざす。また、居宅介護事業「まるみっと」の設置に続き、さいたま市生活サポート事業を開始し、地域生活において、個別のニーズにより柔軟に対応できるようなサービスを整え、谷間のない支援が可能となるように進めていきたい。

さらに、地域共生の未来像を視野におき、これまで大切にしてきた他法人との交流をさらに発展させ、地域における機関連携を進めることで、多様化した障害福祉ニーズに対応しうる支援体制づくりを進めたい。

これらを踏まえて、平成 29 年度に重点的に取り組む事項を以下の通りとした。

【本部重点事項】

- ① 権利擁護の徹底と意思決定支援の推進
- ② 社会福祉法改正に合わせた法人組織の強化・運営
- ③ 法人事業所の有機的連動による地域に根ざしたサービス体系の整備
- ④ 岩槻区における機関ネットワークの推進と包括的・総合的な支援システムの構築

【本部事業計画】

1. 評議員会の開催
 - (1) 年3回（6月、1月、3月）の評議員会の開催
 - (2) 運営協議会等での利用者、地域の声を法人運営に反映させる機能の確立

2. 理事会の開催と健全な運営
 - (1) 理事会の開催（年6回以上）
 - (2) 利用者・家族・地域の代表者による運営協議会の開催（月1回）
 - (3) 利用者代表・家族に向けた法人事業説明会の開催（7月）
 - (4) ホームページ等を活用した積極的な情報公開による経営の透明化
 - (5) 適正な制度運用と諸規程・マニュアル等に基づくコンプライアンス強化
 - (6) 法人の長期経営戦略と次期事業整備計画の策定
 - (7) インフォーマルサービスの無償・低額提供、生活困窮者支援、法律相談会など、公益的取り組みの実施
 - (8) 法人事務局機能の強化

3. 権利擁護の推進
 - (1) 法人一丸となった虐待防止体制及び苦情解決体制の推進
 - (2) 虐待防止研修及び意思決定支援学習会の実施
 - (3) 運営協議会への利用者自治会代表者の参加による、本人活動（各事業所の自治会等）の活性化
 - (4) 他法人との交流研修による事業所の風通しづくりと職員個々の意識向上
 - (5) 合理的配慮に基づく環境整備、コミュニケーション支援、情報提供の工夫等
 - (6) さいたま市との協定に基づく積極的な虐待被害者の保護・受け入れ

4. 地域生活支援拠点を視野に置いたネットワークの推進
 - (1) 地域のネットワークづくりの推進
さいたま市岩槻区顔の見えるネットワーク会議における、分野や領域を超えたネットワークづくりの推進、事業所間の連携強化の取り組み
 - (2) 地域移行の推進
障害者支援施設「どうかん」（以下、どうかん）における有期限有目的入所または短期入所事業を軸とした地域移行の推進
共同生活援助事業「ほがらかホーム」（以下、ほがらかホーム）を拠点とした单身型やサテライト型グループホーム、一人暮らしへの移行、定着の支援の推進

- (3) 緊急時の受け入れ態勢の整備
「どうかん」における緊急時の受け入れ態勢の強化、さいたま市岩槻区障害者生活支援センター「ささぼし」（以下、支援センターささぼし）を総合相談の核とした、地域におけるセーフティネットの体制づくり
 - (4) 強度行動障害など、地域において対応が難しいケースへの支援の推進
どうかん、多機能型事業所「ぼとふ館」（以下、ぼとふ館）を中心とした、専門性の高い人材の育成。居宅介護事業「まるみっと」における行動援護等を活用した在宅支援の推進
5. 暮らしの場と働く場の新たな創出
- (1) 国庫補助による重度または高齢者に対応可能な新しいグループホームの建設（ほがらかホーム）
 - (2) 単身型もしくはサテライト型のグループホームの増設
 - (3) 新たな生きがいと、多様な雇用を創出、地域住民とのつながりを広げることが期待できる、「カレーショップ」のオープンに向けた準備（ぼとふ館）
6. 人材の育成・確保と定着サポートの強化
- (1) 平成 29 年度人材確保計画の早期策定と民間業者の活用
 - (2) 新採用職員への新任研修の充実による定着の取り組み強化、採用予定者への内定後のフォローアップの強化
 - (3) 法人キャリアパス制度（H27.6 作成）のさらなる推進
 - (4) キャリアパスに基づく研修計画（強度行動障害研修、喀痰研修等）の実施
 - (5) 処遇改善加算変更への対応と賃金体系の向上
 - (6) 障害者の雇用促進および法定雇用率の達成（6 月）
 - (7) 改正労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度の実施
 - (8) 産業医の指導に基づく職員の健康維持・増進
7. 地域との共生
- (1) 自治会活動、施設行事、地域行事、防災訓練等を通じた地元住民との交流
 - (2) 周辺学校との交流事業の継続
 - (3) 岩槻区ゴルフ連盟との交流事業の継続
 - (4) さいたま市市民会議、岩槻区民会議、地区社協などの市民活動への参加
8. 防災および防犯対策の強化
- (1) 法人総合防災計画の策定と防災計画に基づく避難訓練の定期実施
 - (2) 大規模災害があった場合の市内の障害児者受け入れ（さいたま市災害時協定）に備えた実施計画の作成
 - (3) さいたま市の補助事業による防犯設備の導入
9. 各事業所における家族との連携
- (1) 利用者・家族・地域の代表者による運営協議会の開催
 - (2) 情報提供と意見聴取を目的とした利用者・家族への事業報告会の実施